

議案第33号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例
第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引か
れた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）
に対応する同表の改正前の欄中太線で囲まれた部分が存在しない場合には、当
該改正後表を加える。

E1048.1 三朝町 (議決)	議案第33号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1049.1 三朝町 (議決)	議案第34号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1050.1 三朝町 (議決)	議案第35号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1051.1 三朝町 (議決)	議案第36号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1052.1 三朝町 (議決)	議案第37号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1053.1 三朝町 (議決)	議案第38号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1054.1 三朝町 (議決)	議案第39号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1055.1 三朝町 (議決)	議案第40号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1056.1 三朝町 (議決)	議案第41号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1057.1 三朝町 (議決)	議案第42号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1058.1 三朝町 (議決)	議案第43号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1059.1 三朝町 (議決)	議案第44号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享
E1060.1 三朝町 (議決)	議案第45号 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	三朝町長 吉田 秀光	三朝町議会議長 藤井 享

改正後

別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字神倉	神倉地区
東小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字東小鹿	東小鹿地区
穴鴨地区農業集落排水処理施設	三朝町大字穴鴨	穴鴨地区
下畑地区林業集落排水処理施設	三朝町大字下畑	下畑地区
旭南地区農業集落排水処理施設	三朝町大字牧	旭南地区
木地山地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字木地山	木地山地区
助谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字助谷	助谷地区
西小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字西小鹿	西小鹿地区
吉尾地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字吉尾	吉尾地区
小河内地区農業集落排水処理施設	三朝町大字小河内	小河内地区
恩地地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字恩地	恩地地区
加谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字加谷	加谷地区
大柿地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字大柿	大柿地区

別表第2(第11条関係)

使用料区分	排除汚水量	使用料(月額)
基本使用料	10立方メートルまで	1,364円

改正前

別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字神倉	神倉地区
東小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字東小鹿	東小鹿地区
穴鴨地区農業集落排水処理施設	三朝町大字穴鴨	穴鴨地区
下畑地区林業集落排水処理施設	三朝町大字下畑	下畑地区
旭南地区農業集落排水処理施設	三朝町大字牧	旭南地区
木地山地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字木地山	木地山地区
助谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字助谷	助谷地区
西小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字西小鹿	西小鹿地区
吉尾地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字吉尾	吉尾地区
小河内地区農業集落排水処理施設	三朝町大字小河内	小河内地区
恩地地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字恩地	恩地地区

別表第2(第11条関係)

使用料区分	排除汚水量	使用料(月額)
基本使用料	10立方メートルまで	1,240円

超過使用料	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルに つき	<u>162円</u>	超過使用料	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルに つき	<u>148円</u>
	50立方メートルを超え る場合		<u>166円</u>		50立方メートルを超え る場合		<u>158円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、平成16年5月使用分としての算定に係る使用料から適用し、同月使用分前の分としての算定に係る使用料については、なお従前の例による。